

1. 議事日程（令和7年第4回北広島町議会定例会）

令和7年12月12日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

敷本弘美	ライフステージに応じた女性の健康支援について
石坪隆雄	脱炭素先行地域計画について
佐々木正之	ツキノワグマの被害を防ぐために
中村忍	学校業務民間委託の課題とこれから
坂本伸次	北広島町内の道路整備等について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問並び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向け、一般質問を行ってください。11番、敷本議員の発言を許します。

○11番（敷本弘美） 11番、敷本弘美です。さきに通告をしております「ライフステージに応じた女性の健康支援について」質問してまいります。厚生労働省の「令和6年版・働く女性の実情」によると、女性の労働力人口は前年比33万人の増であり、労働人口全体の45.4%を占めていることが分かっております。15歳以上の女性の就業率は54.2%に達しており、この数字は過去10年で最も高い水準となっております。働く女性が増えている背景には、多様性が重視され、結婚や出産を理由に離職せず、働き方の選択肢も増えていることが理由の一つと考えられます。女性にとって長く働ける環境は重要であり、支え合える制度は必要不可欠と考えます。厚生労働省では、平成20年より毎年3月1日から8日までを女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動として全国で展開しています。令和6年度から令和17年度までは第5次国民健康づくり運動として、健康日本21が開始されています。基本方針においても、女性の健康習慣が明記されており、実施要綱の趣旨には、女性の健康については、女性ホルモンの変化に伴い、人生の各段階において、心身の状況が劇的に変化するという特性を踏まえ、ライフステージごとの健康課題に対応することが重要であると明記をされております。北広島町男女参画プラン第4次においても、女性のライフステージを通して、身体的、精神的、社会的にも本人の意思が尊重され、女性の生涯における健康課題について男女ともに関心を持ち、正しい知識を得ることができる施策に取り組むことを掲げております。ライフステージに応じた女性の健康支援は、社会においては、優秀な人材の流出防止や労働力不足の解消にもつながることから、町として取り組むべきことを考え、以下質問をいたします。まず、思春期とされる8歳から18歳ですが、この時期の女性の健康支援は多岐にわたります。中でも多く耳にする心と体の変化への対応、月経不順や体調不良についてお聞きします。女子特有の月経関連疾患については、80%の女子が悩んでいることが分かっております。学校生活、日常生活

においてどのような影響があるとお考えか伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 思春期における月経関連疾患は身体的な痛みだけでなく、睡眠の質の低下や疲労感、情緒の不安定さなど精神的な不調を来すこともあり、その症状は様々で個人差もあります。症状が重たい場合は、学校の授業や部活動に出席できないなど、日常生活に支障を来すほど悩まされる児童生徒もいると認識をしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 個人差もありますが、また授業や部活動に出席できない児童生徒もいると認識をされておられます。この初潮、初めて月経が起きる生理ですが、日本では平均して10歳から15歳頃に起きることが多く、12歳前後が平均とされていますが、早い場合は8歳くらいで来こともあります。この月経困難症は、学年が上がるごとにつれ頻度が高まるのが調査で分かっております。本町の学校教育現場では、月経困難症による体調不良の児童生徒に対してどのように対応されているのかを伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） こども家庭課におきましては、女性特有の体調の変化など、健康課題についての理解を深める機会の一つとして、保健師が高校に出向き実施をしております性教育の授業の中や子育て家庭に配布をしておりますふれあいニュース等に月経困難症をはじめとした月経関連症状について掲載をし、啓発活動に取り組んでおります。また健康相談があった場合には個々の症状が様々であることから、基本的には個別対応となりますが、まずは保健師が症状を聞き取り、必要に応じて保護者、学校等と連携を図りながら、専門的な医療機関への受診を促しております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ただいま、こども家庭課としての取組、啓発活動についてご答弁をいただきましたが、実際に学校現場では、この月経困難症により体調不良の児童生徒に対してはどのように対応されているのか、教育課長にお聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 各学校における取組につきましては、生徒の健康支援に向け、学級担任をはじめとした教職員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職など全教職員による相談体制を取っております。成長期における月経関連疾患につきましても、養護教諭を中心に児童生徒一人一人の状況に応じた対応を行っており、児童生徒の健康第一に支援に努めているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ただいま全教職員による相談体制もきちっとされていらっしゃるというご答弁をいただきました。この時期というのは本当に多感な時期でもございます。周囲の環境や、また他人の言動に強く影響を受けることもあります。しんどいという状況を教職員に伝えられる環境づくり、また生徒が安心して学校生活が送れますよう、本当に最大限の努力をいただきたいと思っております。先ほど学校現場での対応をお伺いをいたしました。月経関連疾患により体育や、またその他学習にも影響があることも分かっております。学校では恥ずかしい、知られたくないという理由からつらい状況を相談できず、我慢をしている実態もあると伺っております。思春期特有の心身の課題に対して正しい知識の啓発や相談体制と学校教育における女子生徒へ

の健康支援について、教育長に伺います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 先ほど、こども家庭課長、教育課長のほうからも答弁がありましたが、月経困難症などの月経関連疾患に関して学校での相談体制、生徒の健康支援の充実は、生徒が安心して学校生活を送る上で大変重要なものであると考えています。学校での相談窓口としては、第一に、やはり養護教諭が上げられます。月経痛に対するセルフケア、適切な鎮痛剤の紹介、これはやっぱり紹介ですが、必要に応じて医療機関への受診を勧めたりしています。また、養護教諭が中心になって月経困難症に関する正しい知識を教職員間で共有し、生徒への適切な対応ができるように努めているところでございます。次に学級担任です。毎日、健康観察等しておりますので、その健康観察等を通して生徒の健康状態を把握し、必要に応じて養護教諭等と連携をしております。最後に家庭です。家庭との連携ですが、月経に関する体調の不良は疾患である可能性もあり、学校生活に大きな影響を与えかねないことから月経痛を安易に捉えるのではなく、学校と家庭がしっかり連携し、生徒が相談しやすい体制を整えていくことが大切であると考えております。授業では、保健分野における思春期の体の変化、体の発育・発達についての理解などのところで、正しい知識の指導を行うなど、生徒への健康支援を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ただいま教育長のほうから、学校での相談体制が非常に重要であるとの考え、また、セルフケアや医療機関への受診を勧められ、養護教諭や家庭と連携し、相談しやすい体制を整え、正しい知識の指導を行い、健康支援を行うとはっきりと示していただきました。この時期というのは、将来の健康にもつながる重要な時期でもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。続いて、成熟期18歳頃から45歳頃までは女性ホルモンの分泌が最も活発で、心身が安定している時期でもあります。この時期は月経による体調不良やストレス、生活習慣の乱れ、子宮内膜症などの生殖器系の乱れによる婦人科疾患の病気にかかりやすく、定期的な健康診断を受け、体の変化に早期に気づくことが大切です。そのほか不妊、妊娠や出産など多様な健康課題を抱えることが分かっております。成熟期の働く女性の健康支援については、周りの理解が大事であります。啓発についての取組と具体的な支援について伺います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 本町では、若い頃からの健康づくりの第一歩として20から39歳の方にも集団健診での基本健診を無料で実施しております。また、女性の健診の受診を促進するために、集団健診においてレディースデーを設け、託児も行っております。20歳以上の女性の方には、個別で健診の案内に合わせて「女性のライフステージと健康診査」、「がん検診のリーフレット」を同封し、女性の健康について普及啓発を行っております。がん検診にしましては、乳がんは45、55、65歳、子宮頸がんは、20から39歳の女性に勧奨通知を送っております。また、女性のがん検診の受診を促進するために、受診医療機関を町外にも広げております。さらに、検診を受診された方には、結果送付時に「骨粗しょう症予防」や「更年期とコレステロール」のパンフレットを同封し、女性の健康づくりに関する啓発を行っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

- 11番（敷本弘美） 先ほど課長のほうから、集団健診やまた啓発等様々取り組んでいただいていることが分かりました。中でも、女性が安心して健康診断が受けられるレディースデーは、婦人科検診への抵抗感を軽減し、安心して受診できることから、とてもありがたいと思っております。このレディースデー、詳しく教えてください。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） レディースデーでございます。このレディースデーは、令和3年度から毎年7月に一日ではありますが、女性限定の健康診断の日を設けております。受診者の方が全て女性ということで、リラックスした雰囲気の中で健診をいただいております。また、健診車で健診におきましても、男性と女性を分ける必要もなく、衣服の着脱もスムーズに行ってもらっているところでございます。また先ほども申しましたが、託児も行っておりますので、女性の方には大変好評をいただいているところでございます。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） このレディースデー、これ女性の健診アップにつながると思います。引き続き、この事業継続していただきたいと思います。次に女性の健康に対して、町の相談窓口と対応についてを伺います。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 相談窓口としては、女性に限らず、健康全般に関するご相談は町民保健課で対応しております。来所のほか、電話やメールでも受付しており、相談者の相談しやすい環境を整えております。また、妊婦や育児中の母親であればこども家庭課、高齢者であれば福祉課でも相談に応じております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 健康全般に関する相談は町民保健課で対応されていらっしゃるということで、相談しやすい環境を整えているとのことですが、年間の相談件数というのはどのぐらいあって、またこの健康相談の内容というものはどのようなものが多いのか、お分かりでしたら、お伝えください。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 相談件数でございますが、令和6年度の町民保健課での相談件数は延べ864件となっております。その中でも女性から多い相談内容につきましては、最も多いのが高コレステロールや高血圧、糖尿病などの生活習慣病に関する相談です。そのほかには、骨粗しょう症についてや健診や受診の相談などがあります。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 令和6年度864件、かなりの相談があったんだなと思ってお聞かせをいただきました。次に北広島町の女性職員、これ会計年度任用職員の人数と職員全体の割合をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 役場の女性職員の人数でございますけれども、会計年度任用職員を含む女性職員の人数は176人、職員全体の割合としては43.9％となっております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 思ったより多い数字だったのでびっくりしました。半数弱は女性職員ということが分かりました。この令和7年4月現在で町職員全体の43.9％、ここの北広島町役

場に勤務をされているということが分かりました。次にPMS（月経前症候群）、この認識と女子職員の生理休暇の実態をお聞きをしたいと思うんですが、このPMS（月経前症候群）、聞かれてない方も多と思いますので、ちょっとご紹介をさせていただきます。これは月経前に見られる心と体のだるさや不調のことを指します。月経が始まると自然に消滅をする特徴があり、個人差もございますが、月経前3日から10日間、いらいらや気分の落ち込み、頭痛、身体的・精神的な症状が現れ、月経前不快気分障害という病名もついております。ここでPMS（月経前症候群）の認識と女子職員の生理休暇の実態をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 月経前症候群につきましてはある程度の認識はありますけれども、詳しい状況については承知はしていません。生理休暇の実情を申し上げますと、正規職員でお答えさせていただきますけれども、生理休暇の取得率は令和6年度が27件で、令和7年度は11月末現在で15件となっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 生理休暇の取得率が令和6年度で27件、7年度は現在まで15件ということですが、この件数、1年12か月あるんですが、1人が年間に複数回取得されているという考えでもよろしいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 1人の方が複数回取得をしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） ということは女子職員が176名いらっしゃって、1人が複数回使われているという状況を見ますと、この生理休暇を取得するという事は本当に大変難しいのではないかと察しております。多くの女性が経験するPMS（月経困難症）ですが、職場においては、生理休暇を取得しやすくする取組は重要と考えます。言いにくい、我慢すればいいとの理由から、取得率が低いとの声も聞きますが、どのような対応をすれば、この取得率アップにつながると思われますか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議員おっしゃいますように、取得率につきましては役場職員でも低いと思っております。生理休暇は労働基準法上の権利でございます。体調不良時に無理なく休める制度であると認識をしております。議員ご指摘のとおり、本町においても取得率は先ほど申し上げましたが、非常に少ない状況でございます。その背景には休暇の性質上、上司や同僚に知られることへの心理的な抵抗感や言いにくいといった職場環境の要因があるものと考えております。正規の職員につきましては、庶務管理システムを活用して、上司への休暇の届出を対面ではなく最小限にする仕組みが構築をされております。職員が体調不良の際に無理せず休暇を取得しやすい職場環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 先ほど課長のほうから、体調不良の際、また休暇を取得しやすい職場の環境づくりに取り組んでいかれるとのご答弁とても重要だと思います。健康な状態で職員に働いてもらうということは町民サービスにもつながるからです。以前、月経痛の痛み、しんどさ、また、お産の苦しさを私の主人に話したことがございます。どんなに大変か、どのように苦しいのか、一生懸命話しましたが、何ぼ言われても男には分からんよとの答えが返ってまいりま

した。ほとんどの男性がそうではないかと察します。個人差もありますが、本当につらいです。言いにくい、だからこそつらいときに休暇が取れる体制を早く整えていただきたいと切に願います。生理痛を我慢するとどうなるのか、これは子宮内膜症や子宮筋腫など婦人科疾患や、また不妊のリスク増加にもつながるといふこととございます。生理休暇を取りやすくする工夫、取得率アップにつながる工夫をしっかりといただき、女子職員の健康が守られる環境を早急に整えていただきたいと強く願います。次に、更年期である女性、一般的に45歳から55歳頃とされております。この時期には最も多く見られる症状は、個人差があるものの女性ホルモンの急激な減少に伴い、精神的・身体的に多様な症状が現れます。最近では、男性更年期障害も取り上げられておりますが、この更年期障害に対する認識と理解をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 更年期障害は男女ともに年齢とともに生じるホルモンバランスが変化することで起こる症状で、症状の現れ方には個人差があるものの、頭痛や疲労感などの身体症状のほかにはいらいらや睡眠障害、不安、抑鬱といった精神症状が代表的な症状です。さらに骨密度の低下や心血管リスクの変化といった長期的な健康影響が生じやすい障害であることを認識しております。また、適切な治療と生活習慣の改善で症状を緩和できますが、まだまだ病気そのものの認知や理解、個人だけでなく組織、地域社会としての環境整備が進んでいない現状があります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） この更年期障害に対する認識と理解を伺いました。厚生労働省の調査によると、更年期障害を自覚している人の割合というのは、40代女性で28.3%、50代女性では38.3%と高くなっております。この調査結果から、本町の女性職員の中にも更年期障害と向き合いながら仕事を続けている人も少なくないと思われまふ。更年期障害への支援策として取り組まれていること。例えば、管理職や男性職員を含めた職場内での理解促進や研修等専門機関による相談体制、柔軟な働き方の推進、健康診断や検査の充実等お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 職員の健康意識の向上と健康増進を目的に、毎年健康に関する職員研修を全職員を対象に実施をしております。その中で女性の活躍を取り巻く環境や健康課題についての健康トラブルについても広く、多くの職員を対象に研修を行いました。また、専門機関による相談体制は、庁舎内に相談窓口を設け、心の健康相談室を開設しております。そのほか健康診断や検査等への受診勧奨をしております。柔軟な働き方の推進という面では、特に取り立てて申し上げることはございませんけれども、体調不良や通院などでの病気休暇や家庭の事情等による特別休暇制度を設け、取得しやすい環境に努めておる状況でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 健康増進を目的とした職員の研修、また、心の健康相談室、柔軟な働き方等に取り組まれていることと理解をいたしました。この全質問の取組に対して検証していただければ、検証結果をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 研修についてなんですけれども、研修を受けることで健康意識の醸成につながり、その結果、健康診断や検査への受診率は高い数値で維持していると分析をしております。職員の健康管理を組織として積極的に改善するために職員健診の推進、ストレスチェッ

ク、ノー残業デーの推進、朝のラジオ体操などに取り組み、組織全体が活性化することを目的に、本町は経済産業省が実施しております健康経営優良法人に認定をされております。引き続き全職員対象に健康セミナーを毎年開催し、健康や医療に関する正しい情報から評価、活用する能力を高め、病気の予防や健康寿命の延伸につながるヘルスリテラシーの向上に努めてまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 取組に対しての検証結果ということでお聞きをいたしました。研修を受けることで、健康診断や検査は高い数値で維持をされていらっしゃるということです。引き続き、この全職員対象に健康に関する研修を続けていかれることを示されました。次に高齢期、高齢者とされる65歳以上、人生の晩年期を指す老齢期の女性の健康支援ですが、この時期、女性は閉経を迎え、閉経後に女性ホルモンの分泌が僅かになる時期です。エストロゲンの分泌低下に伴う骨粗しょう症のリスクも高まります。生活習慣病の見直しや定期的な健康診断、認知症や介護予防の推進などが重要な支援となります。町が行っている支援、取組はどのようなものがあるか。また、12番でお聞きしようと思ったんですが、取組に対して検証していれば、検証結果をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 65歳以上に限定はしてはおりませんが、ご自身の体について知っていただく機会として健康測定会を実施しております。測定会では、体組成測定や骨密度、血管年齢や物忘れ測定、口腔乾燥測定など、ご自身の体の状態を数値化することで健康への関心を深め、生活習慣の改善や健康増進意識の向上を目指し、さらに医療専門職が健康相談に応じ、必要な支援にもつなげております。また、減塩講座や骨粗しょう症予防の講演会なども開催しております。講演会でも託児を実施し、参加しやすい体制を整えております。その検証でございますが、健康測定会や減塩講座、骨粗しょう症の講演会には多くの方に参加していただき、自身の健康づくりや生活習慣の見直しにもつながるものと一定の評価をしており、事業を継続してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 認知症や介護予防に関することですので、福祉課のほうで回答のほうさせていただきます。認知症や介護予防の推進の支援や取組として主に上げられるものは、認知症の普及啓発を目的にサロンや老人クラブへの出前講座、認知症サポーターの養成講座の開催、認知症の悪化防止や相互の交流、情報交換を行う通いの場として、認知症カフェの開設の推進や費用の助成を行っています。また、認知症カフェにおいては、認知症地域支援推進者による個別相談も実施しております。また定期的に出かけ仲間づくり、閉じ籠もりの予防をするとともに、筋力アップや転倒予防の運動を行う一般高齢者対象運動教室、きたひろ元気アップ教室を各旧町単位で月2回開催をしております。この取組に関しての検証ですが、6年度の実績の数値を上げて説明をさせていただければ、出前講座を27回、認知症サポーター養成講座に174人の参加、認知症カフェを7か所で開催、きたひろ元気アップ教室に延べ966人の参加があり、いずれも多くの方に参加をしていただいております。このような場に参加することで閉じ籠もりを予防し、心身の健康増進、生きがいや役割の創出、社会とのつながりの強化が認知症や介護予防につながっていると評価しており、引き続きこれらの事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 先ほど福祉課長のほうからサポーター養成講座、現在174人の参加ということなのですが、今現在トータルで何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） サポーター養成講座の参加された人数じゃなくて、認知症サポーターの人数ですかね。認知症サポーターの人数については、ちょっと今手元のほうに数値はないんですが、今年度におきましても、引き続き、この174名に近づくような人数の方が参加していただいております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） 先ほどご答弁いただきました高齢期、老齢期とされる健康支援を伺いました。町民保健課長のご答弁の中に、生活習慣の改善、健康増進意識、口腔ケアほか取組をされているということですが、この高齢期・老齢期においては、生活習慣の改善というのは、特に運動習慣は健康寿命を延ばし、心の機能低下を防ぐためにも非常に大切です。先日、地元の元気体操に参加をされている方から、体操したらポイントがもらえる。そのポイントをためて品物と交換できると聞き、現在楽しみながら体操をしておっしゃっておりました。この取組ですが、本年10月1日より町が実施をしている元気づくり推進事業の健康ポイントをためようと認識をしておりますが、どのような取組なのか、詳しく教えていただきたいと思っております。また期間がこれ10月1日から今月12月26日までとなっておりますが、今後、皆様が喜ばれているこの事業の継続の考えはあるのか、お聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 健康ポイント事業につきましては、自発的な健康づくりの取組や健康意識の向上を目指すことを目的に、10月1日から12月26日までの間、元気づくり推進事業の参加者にご協力をいただき、試行という形で実施しております。1回参加していただきましたら1ポイント付与するといったような形になっております。参加者からは、もっと早く始めてくれればよかったのに、北広島町でもやるのを待ったんよとか、絶対満点を目指すからなど好意的な意見をいただいております。12月末で、この試行期間を終了しまして、来月から事業の検証や課題を整理しまして、令和8年度からの事業の本格実施に向け準備をしてみたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 11番（敷本弘美） この健康ポイントの事業、令和8年からまた本格的に実施をされるということで、この運動習慣の定着、また、健康増進や介護予防にもつながりますこの健康ポイントは、皆様の一つの目標にもなりますので、ぜひとも継続求めてまいりたいと思っております。最後に、町長の施政方針には一貫して、明るく元気なまちづくりを目指すというように、元気なまちづくりにおいて、女性の活力は非常に重要です。女性が健康で活力に満ちていれば、まち全体が元気になります。女性特有の健康課題に対応することで、女性が活躍できる環境を整備し、町全体の持続的な発展につながります。そのためにもライフステージに応じた女性の健康支援はとて重要と考えます。町長のご所見を伺います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） ライフステージに応じた女性の健康支援は、全ての世代にわたり、その人らしい人生を支える基盤であり、地域社会の持続的な発展にも直結する重要な課題であると認識を

しております。本町としては、女性はもちろんであります、全ての町民が健康で安心した生活が送れるよう、人生の各段階で直面する健康課題を一体的に捉え、予防・健診、医療連携、健康づくり、介護予防、社会的支援を一貫して提供できる体制の構築を推進してまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 先ほど町長から、女性の健康支援は、全ての世代にわたりその人らしい人生を支える基盤であり、地域社会の持続的発展に直結する重要な課題であるとのことがありました。そのことから、女性の健康支援は単なる福祉政策ではなく、町の経済、社会、未来への投資と言えます。その支援は、町全体の活力向上につながるため、今後も様々な角度からしっかり取り組んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。10時55分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 42分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、石坪議員の発言を許します。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪隆雄でございます。今回の一般質問は、環境省から令和7年5月9日に選定を受けた脱炭素先行地域計画の全体像についてお伺いをしたいというふうに思います。キャッチフレーズに、北広島町を特徴づける「水」と共生を目指し、安心して子どもたちを育てたいと思える環境を実現するまちづくりと、子育て、インフラの整備や地産電源を確保するとともに、地域エネルギー会社を介したエネルギーコストの削減と売電収入の還元により、安心して子どもを育てたいと思える環境を実現することを目指した計画だと伺っております。まさに町長が言っておられる北広島町で経済を循環させる仕組みをつくる、大きく前進する事業だと考えています。また、ある町に研修に行ったときでございます。脱炭素先行地域の選定を受けたことが話題になり、よく選定された、非常にハードルが高い事業だと称賛されてきました。また、計画書を見ますと、87ページにも及ぶ資料で関係機関との協議や実現に向けて綿密な調査が行われ、改めて敬意を表します。この事業については、広報きたひろしまで一部掲載がされておりますが、私も含め、町民の皆様にも少しでも理解ができるように質問をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。一つ目でございます。脱炭素先行地域計画において、北広島町が目指す具体的な将来像をどのように描いているか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美徳） 脱炭素先行地域計画においての町が目指す将来像につきまして、本町でも地球温暖化の影響は、夏季の猛暑、豪雨災害、農作物の生育不良など、様々な形で影響を及ぼしています。また、少子化・人口減少への対応は、町の存続に関わる課題と認識してお

ります。そのため脱炭素先行地域計画では、地球温暖化対策である二酸化炭素削減と地域課題である子育てしやすい環境づくりの両立を図る取組を進めてまいります。具体的には、豊富な水資源を活用して、大正時代から営まれてきた小水力発電を再び町の主要電源として位置づけ、行政が民間事業者による小水力開発をサポートして、小水力開発の高いハードルを下げるモデルを構築し、町内でクリーンな電力を創出します。また、この電力は、地域エネルギー会社を通じて先行地域エリアの子育て関連施設や町内の子育て世帯等に安価に供給し、施設の運営や家計をサポートします。加えて、地域エネルギー会社の売電事業で得られた収益は、子育て施設のサービス、充実等に活用していきます。このような取組を通して、地球温暖化への取組とともに、このまちで子育てしてよかったという満足度の向上、このまちで子育てしたいという子育て世代の呼び込みにつなげていきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 丁寧な答弁ありがとうございました。理解できました。次に、脱炭素の取組に伴う地域課題の解決、地域経済循環への貢献及び期待される効果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） まず、地球温暖化対策への取組成果として、町内の民生部門と言われる家庭や事業所、公共施設等の電力のうち、約18.7%が二酸化炭素を排出しないクリーンな電力に置き換わります。同時に、これまで町外に流出していた電気代などのエネルギー費用が2030年度時点で約1億8500万円ほど町内にとどまり、地域経済への還流が期待されます。また、地域エネルギー会社が売電事業で得た収益のうち、2030年度末までに約4600万円を子育て支援に活用する基金に積み立てる計画となっております。なお、計画段階なので、提案書の事業内容や金額等が今後変更になることがあることをご承知おきください。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 1つに、町内の民間部門の電力の18.7%の二酸化炭素を排出しない電力機器に置き換わるということですね。2つ目は、電気代のエネルギー費用が2030年度末で約1億8500万円が町内にとどまる。3つ目が、地域エネルギー会社の収益、これの2030年度末で子育て支援に基金を積み立てる。すばらしい計画だと思います。三つの貢献と効果が理解ができました。次に、この事業の実施に必要な予算規模と財源をお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 事業提案書では、事業規模について、2030年度までの補助対象総事業費は約55億円となっております。そのうち国からの交付金が約36億円となっており、交付金を除いた民間事業者が実施する事業の支出が約14億円、町が実施する事業の支出が約5億円としております。また、町支出の財源は過疎対策事業債を予定しております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 約55億円の今までにない最大の規模のプロジェクトだと思っております。町内の支出は、過疎対策事業債5億円を借りるということになっておりますけれども、この際に、ほかの事業の計画に支障を及ぼすようなことがございませんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政計画のことですので、財政政策課のほうからお答えをいたします。まず、この事業を実施するに当たって財源の検討というのをさせていただいております。その中で、一番有利な起債である過疎対策事業債、こちらのほう活用させていただくという結論に至っております。当然、過疎対策事業債、この場でも何度も申し上げましたとおり、毎年度毎年度、本年度もそうなんですけれども、事業費の枠というか、起債の枠がございまして、それが毎年度変わるものでございます。ですので全額が措置できるかというところで言いますと、現在明確な答えはできませんけれども、現状の思惑としては過疎対策事業債を活用してやっていくという方針で進めさせていただこうと思っております。もう1点付け加えさせていただきますと、過疎対策事業債の中で、このゼロカーボン事業につきましては、特別枠というのもございます。その特別枠、これも制限があるんですけれども、活用できるものはそちらのほうも活用しながら実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 大いに特別枠を活用して進めていただきたいというふうに思っております。次に、小水力発電を核とした地域エネルギー事業と子育て・教育関係施設への再エネ、省エネ設備導入事業があると思いますが、まず、小水力発電を核とした地域エネルギー事業について内容をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では、脱炭素先行地域の取組のテーマを「水と共生するまちづくり」とし、水をキーワードに、大きく3つの取組を掲げています。まず、1つ目は、小水力発電のような水を生かす取組です。町と県が連携して小水力発電に取り組む事業者を支援する行政主導型小水力開発を推進し、既存の町営水力発電所の更新に加えて、3か所の小水力発電所を新設します。また、渇水期に発電量が落ちる小水力発電の電力を補うため、1800キロワットの太陽光発電を設置します。2つ目は、猛暑や豪雨災害など気候変動に備える取組です。主要防災拠点に自営線を敷設し、太陽光発電や蓄電池を組み合わせる自立電源を確保します。また、学校教育や体育館等への空調導入や災害危険箇所等に立地している保育施設の建て替えなど気候変動に適応した安心・安全な子育て環境を整えていきます。3つ目は、水の恵みを還元する取組です。町が設立した一般社団法人北広島町地域エネルギー会社が小水力発電などの地産の電気を買って、子育て・教育施設等へ安価に供給します。さらに電気事業で得られた収益の一部を町内の子育て環境の改善などに還元していきます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 丁寧な説明で理解ができました。次に対象エリアがあるそうですが、なぜ全町でなく3エリアにしたのか、理由をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 脱炭素先行地域エリアの考え方は、地域の課題解決のストーリーに基づきまして、再エネ発電をつくる場所や、省エネ化したり電力を使うところなどの発電量と電力使用量が釣り合うような合理的な範囲とされております。本町全体の電力使用量は、工場等を除いた民生部門で年間約7100万キロワット／アワーと想定されますが、それらを賄う再エネ発電を開発することは困難であります。町の計画では、小水力の再興と子育て環境改善を掲げていますので、子育てや教育関連施設が集中する行政区のうち、計画期間内に小水力発電等の再生可能エネルギー開発が見込まれるエリア、大規模災害時の主要防災拠点となる3つ

のエリアを選定しております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 町内の民生部門で年間7100万キロワット／アワーで再生エネルギーを、発電量が足りない部分について大変足りないので、子育て・教育施設を中心とする行政区のうち、計画期間中に再生可能エネルギー開発が見込まれるエリア、大規模災害時の主要防災拠点となる3つを選定したというふうに言われましたけども、なぜ大朝に対象エリアがないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 脱炭素先行地域は、交付金を活用して再生可能エネルギー設備を導入することも趣旨としております。この点、大朝地域では、計画期間内に比較的規模の大きな再生可能エネルギー設備の候補地が見つからなかったためにエリアから外れております。しかしながら、脱炭素先行地域の取組を通じまして、町内全体の子育て・教育環境の向上を目指しております。そのため対象地域外につきましても、学校の特別教室への空調導入などはほぼ同時期に行うことを検討しております。また、地域エネルギー会社からの電力供給や売電収益の還元については、町内全域の子育て・教育関連施設を中心に取り組むこととしておりまして、広くその効果が波及するように努めてまいります。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 分かりました。次に対象エリアに地域エネルギー会社が電気を供給していく計画であるそうですが、電力量が必要で、既存の水力発電所では賄えない場合電力をどのように確保するのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では、対象エリアの民生部門で、年間約1340万キロワット／アワーの電力量が必要になると想定しております。新たに建設する小水力発電所や太陽光発電所等で発電する電力を活用するように計画しております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 分かりました。それでは、電気は主要なインフラですけども、今言われた施設でも電力量が足りない場合があると思いますけども、そういう場合にはどういうふうに調達されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画でつくられる発電量が足りない場合でございますけれども、現在、町や地域エネルギー会社と連携協定を結んでおりますタクマエナジーさんという会社がございまして、そちらのほうからバックアップの供給をしていただくようになっております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） タクマエナジーがバックアップの供給をしていくということでございますので、安心をいたしました。次に、川小田水力発電所を改修する計画があるそうですが、いつ頃、どのぐらいの予算で行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画書では、川小田小水力発電所の設備更新につきまして、令和8年度末までに更新する計画としております。総事業費は、設計及び施工費で約5億2000万円、うち交付金が約3億8000万円と予定しております。なお、現在関係機関等との調整を

行っているところで、具体的な実施時期や予算は不確定な状況でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 3億8000万円の残り部分ですけども、これが約1億4000万円ということでございますけれども、これは過疎債を借りて充当していくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先ほどもご答弁させていただきましたとおり、現在過疎債を中心に考えております。ただ、1点ちょっと、過疎債の対象になるかというところで、今関係機関のほうと照会をにかけているところでございます。いずれにしても事業の関係機関との調整が終わらない限り、ちょっと財源の話はできないかなというところもありますので、踏み込んだ議論はしておりませんが、現状では計画上過疎対策事業債を充当するというようなことで進めております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ありがとうございます。その際に償還期間、これは大体10年でよろしいんですかね。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 過疎対策事業債であれば12年間の償還、12年間で3年間の据置期間の後、9年間で償還をするということになります。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 私は10年間で計算をしていたんですけども、若干あれですけども、9年間になると、1年間の償還は1400万円若干多くなるということでございますよね。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 借入れの方法にもよるんですが、元利均等方式という方式であれば、恐らくそういう金額、若干の借入れの始期、初めの時期は少ない金額になりますが、後ろのほうで大きな金額になって、平均を取れば大体そのぐらいの金額になると思います。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ありがとうございます。次に川小田小水力発電の電気を地域エネルギー会社に幾らで売電するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では1キロワット／アワー当たり税抜き9円で地域エネルギー会社に販売することを想定しておりますが、実際の単価につきましては、今後の協議の中で決定していくものとなっております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 売電価格を9円ということで、まだ協議中ということでございますけれども、契約については、私どもがどうこう言うことはできませんけれども、川小田小水力発電は電気事業特別会計で行っていますけれども、9円の売電価格で経営が安定し、そして先ほどありました償還金の償還、そして今後の修繕等の積立て、これらができるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 電気事業特別会計のことでございますので、農林課からお答えいたします。電気事業特別会計につきましては、毎年決算を基に次年度以降の推計を行っている状況で

ございます。既存の今の施設を継続した場合につきましては、起債の償還額が多い8年度までは基金の繰入れが必要である必要になるというふうに見込んでおります。その後につきましては、5年に一度の水車、発電所の点検及び3年に一度の電気設備の点検。このときには基金の繰入金が必要でございますけれども、それ以降につきましては基金の積立てが可能というような推計をしているところでございます。一方、先ほどから話があります水車、発電機のリニューアルのことににつきましては、まだ大まかな事業費でありますとか売電収入の経費等の情報提供につきましては、環境生活課からいただいている状況でございますけれども、今後起債の充当でありますとか、そういった詳細の確認、あるいは財政政策を含めながら協議していく必要があるというふうに考えております。また、買取り価格のことでございますけれども、この川小田発電所につきましては基本的には農林水産省の補助で行っている事業の関係もございまして、基本的には農業施設への売電が主なものになります。ただ、やむを得ず農業施設への売電ができないものにつきましては、地域電力会社のほうに買い取ってもらうというような状況でございます。今後そういった地域電力会社の買取り価格が上がれば電気事業特別会計の収支も改善見込めますけれども、そういった政策部分のところもございまして、今後とも関係機関と協議はしていく必要があるというふうに考えております。いずれにしましても持続可能な電気事業特別会計の運営を目指して今後等につきましても関係機関と協議を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 詳しい説明ありがとうございました。私が少し調べたところでは、特別会計で見ますと、FITの期間が終了して基金の繰入れを令和5年は180万円、そして令和6年が1700万円、そして令和7年の予算でございますけれども、4700万円の繰入れをするというふうに計画をされていますけれども、今、償還が1年間に3000万、それで今度新しく改修された、仮にということでございますけれども、1年1400万ですから、半分にはなるんですけども、この基金からの繰入れを考えてみますと、あまり安定した経営が成り立たないのではないかなというふうに思っていますけれども、今後金額等が決まったり、いろいろな方法が決まったところで再度検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。次に行きましょう。太陽光発電設備を千代田運動公園及び豊平運動公園、千代田給食センターに設置をされますが、どんな規模で、なぜ町の設置ではなく地域エネルギー会社が設置をするのかを含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 太陽光発電設備の発電規模につきましては、千代田運動公園で515キロワット、北広島町給食センターで15キロワット、豊平運動公園で205キロワットを計画しております。設置主体につきましては、国の交付金の制度上、公共施設に設置する太陽光発電は、民間事業者が主体になるものと限られておりますから、一般社団法人北広島町地域エネルギー会社が主体となって設置する計画としております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 理解しました。太陽光発電の設備は、千代田給食センターについては屋根に設置をするのは想像ができるんですけども、運動公園についてはどんな形で設置をするのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

- 環境生活課長（出廣美穂） 運動公園につきましては、駐車場にソーラーカーポートというものを設置していきたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） ということは、車の上にパネルが乗るという形になるんですかね。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 駐車場の枠のところに1台か2台ずつの支柱を立てて、その上に屋根が乗るんですが、そこに太陽光を設置するような形と考えてもらえればよろしいかと思えます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） ありがとうございます。次に10番の3エリアの中の世帯及び事業者はどのくらいの電気料が下がるのか、お伺いをしたいというふうに思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では、大手電力会社の標準的な電気料と比較して安価な電気料金を設定することとしておりまして、子育て関連施設や子育て世帯に対しては15%程度、そのほかについては5%程度値引いた料金設定となる計画としております。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 子育て世帯等については15%程度の値引き、そしてその他の部分については5%の値引きということ理解しましたが、私の場合、毎月の電気料が1万円でございます。ですから、子育て世帯で考えると月に1500円、年に考えると1万8000円、それで、その他の部分については5%の値引きということですから、1か月で500円で6000円というふうに多分計算になると思いますが、そうなりますと、3エリアの世帯とエリア外の世帯の電気料の格差が出ると思いますが、町が行う事業として公平性をどのように担保するのか、お伺いをしたいと思えます。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 先行地域のエリア外についても、子育て世帯や子育て関連施設へ町内の再生可能エネルギー由来の電源を確保しながら実施していく方針でございます。また、地域エネルギー会社からの収益の還元は、町内全域を対象とする予定でございます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 今の話でいいますと、利益を得たものについて子育ての関係に還元をしていくという間接的なサービス。しかしながらここでは直接的なサービス。いわゆる料金が値引きになるということでございますので、この値引きになるところの公平性、この辺のところをどのように行政として保っていくのかということをお伺いをしたいと思えます。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 先ほどもちょっと触れさせてもらいましたが、町内の再生可能エネルギー由来の電源を確保しながら実施していく方針でございます。エリア外につきましてもそのように検討しております。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） また後で聞きたいんですけども、エリア外についても、この再生エネルギーを使って、地域エネルギー会社が電気を供給することができる可能性があるというふうに理解してもよろしいでしょうか。

- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 時期につきましては明確にはできませんけれども、そのように検討しておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） また同じ質問を最後にしたいと思っておりますけれども、次に行きたいと思っております。地域エネルギー会社が令和7年から小売電気事業を実施していますが、収支計画並びに売上利益をどのように運営していくのか、お伺いをしたいというふうに思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 北広島町地域エネルギー会社では、本年8月から町内の小中学校等をはじめとする公共施設に電気を供給する小売電気事業のほうを開始いたしております。今後、先行地域の計画年度であります2030年度末までに年間約3000万円程度の純利益が出せるよう取組を進めてまいります。また、得られた収益の一部は基金に積み立てて子育て支援策に還元していく計画としております。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 分かりました。地域エネルギー会社が安定した経営を行うには対象エリアの住宅が1341世帯、民間施設が96、公共施設が60ありますけれども、どのくらいの割合で世帯及び事業者が加入すれば安定した経営ができるのか、お伺いをしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） エリア内の事業者の方にはぜひ入っていただきたいんですけども、安定した経営を成り立たせるためには、最低限町内の公共施設へ送電するだけでも成り立つように経営していく方針でございます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 公共施設へ供給するだけでも、この会社が安定して経営ができるということでございますので、安心をいたしました。それでは次に、子育て・教育関係施設への再エネ・省エネ設備導入事業の内容について、概要をご説明ください。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では、再生可能エネルギー導入事業として、町営川小田小水力発電の設備更新、小水力発電3基や太陽光発電1か所の開発、千代田運動公園等の太陽光発電設置があります。子育て・教育関連施設への再エネ・省エネ設備の導入事業につきましては、学校空調や3歳未満児の保育施設の新築、こども園建て替えなどが計画されています。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） それではちょっと詳しいことをお聞きしたいと思いますけれども、ZEB新築で全天候の遊び場、3歳未満児の保育施設及び町内最大の保育施設をZEBで建て替えをする計画があるということでございますけれども、いつどこに建てられるのかをお伺いをしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では、令和8年度から9年度にかけて、ルンビニこども園の建て替えと全天候型遊び場の整備を行うこととしております。また、令和10年度から11年度にかけて3歳未満児の保育施設を整備することとしております。なお、全天候型遊び場の整備と、3歳未満児の保育施設の整備については、場所や整備時期を現在検討中でございます。

すので、今後決定していくものと考えております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ルンビニこども園の改修を行うということと、3歳未満児の保育施設、これは私はちょっと想像するんですけども、南方保育所、本地保育所が老朽化になっているので、これで新築を行うというふうを考えてよろしいのでしょうか。もう一つは、私、全天候型の遊び場というのがどういうものかちょっとイメージできないので、具体的にちょっと教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） まず、3歳未満児の保育施設につきましては、現在、町の状況を申しますと、年度途中に保育施設を利用したいという方が非常に多い状況であります。ゼロ歳児を年度途中に入所するという状況はなかなかかなわない状況があります。また、令和8年度から保育認定を受けてない3歳未満児が保育施設を自由に利用できる、いわゆるこども誰でも通園制度が開始をされることとなっております。そういったことにあわせて、町としましてもこうした状況に対応できる環境を整えていく必要があると考えております。先ほど申されたように現在公立保育所が南方と本地、それぞれありますけども、どちらも建築から約50年が経過をしようとしております。将来的に現状のままで維持していくことは非常に難しいと考えております。そういったこともありますので、3歳未満児の保育施設の整備を考えておりますが、場所等については具体的にまだ決まっておりません。今後、保護者にとって一番利便性の高い場所を念頭に検討していきたいというふうを考えております。また、全天候型の遊び場につきましては、町内に室内で遊ぶ場所が現在ないということがあります。雪が降ったり雨が降ったりしたときにどこか遊ぶ場所がないかという保護者の要望もあります。そういったことも踏まえて全天候型の遊び場、特に今現在あるのは近隣市町では三次にある室内型の遊び場等をイメージをしておりますけれども、今後それを新築で建てるか、今ある公共施設を改修しながらつくるのか、またそれをどこでつくるか、またどういった規模感でつくるかというのは、今後協議をしながら決定をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。次に、先行地域内の小中学校の特別教室と中学校の体育館に空調を設置するとありますが、いつ頃設置をされるのか。また、先行地域外の学校の空調についてどのように行われるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画提案書では、小中学校の特別教室と中学校の体育館空調は令和7年度から導入していくこととしておりますが、先行地域のほかの事業の進捗状況を踏まえて国の交付決定がなされることとなっておりますので、導入時期については未確定となっております。また、先行地域エリア以外の学校空調につきましても、先行地域エリア内と同様に整備する考えでおりますので、導入時期を含めて総合的に検討してまいります。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ぜひ早急に設置をお願いしたいというふうに思います。次に、先ほどもありましたけども、今後、対象エリア外のところの世帯及び事業所に地域エネルギー会社が再エネルギーを小売供給を行う計画があるかどうかをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

- 環境生活課長（出廣美穂） 先行地域エリア外につきましても、子育て世帯や子育て関連施設へ町内の再生可能エネルギー由来の電源を確保しながら実施していく方針でございます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） ありがとうございます。実施をしていく方針だということで回答がありました。いつ頃というのが分かれば教えていただきたいと思います。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 再生可能エネルギー由来の電源の確保をしながらということですので、時期につきましては明確にお答えが難しいところがございます。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 早いうちに実施をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。それでは次でございますけれども、脱炭素先行地域の令和10年度以降の将来の見通し及び脱炭素先行地域の取組について、町長の所見をお伺いをしたいというふうに思います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 本町の取組は、貴重な財産である水資源を生かし、大正時代から続くこの小水力発電を再興し、将来を担う子どもたちを応援していく取組であります。小水力発電所の開発は、設置後数十年もの長きにわたり地域を明るく照らす存在になると確信をしております。先行地域の計画終了後も、電力の地産地消事業の取組を継続・拡大し、町内全域に事業効果が広がり、町が活性化していくよう努めてまいります。決して平たんな事業ではありませんが、町民、事業者と力を合わせて全国のモデルとして頑張っております。それから先ほど来ありますように、計画では事業を初年度からずっと計画的にやっていこうという計画でありますけれども、環境省等とのすり合わせが、まだ最終決定になってないということがあって、町としては計画どおりやっていきたいという思いはあるんですけども、なかなかそれがまだできない状況でありますので、その辺をしっかりと押さえてから実施が始まるということになると思っております。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） ありがとうございます。これ新しい取組でもありますし、そして、大変大規模なプロジェクトであるというふうに私も認識しています。ぜひとも今後、電力の地産地消事業、そして継続・拡大をしていただいて、町内全域に効果が広がり、そしてこの事業が人口減少の抑制につながることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（湊俊文） これで石坪議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午後1時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 44分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。5番、佐々木議員の発言を許します。
- 5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。さきに通告しております質問をいたします。今回の質問は、ツキノワグマの被害対策を防ぐための質問をさせていただきます。広島県は中国山地から瀬戸内海まで複雑な地形と多様な気候によって多くの生物を有しています。県内には多くの種類の野生動物が生息しています。イノシシ、ニホンジカなど、その中の一部の鳥獣は近年急激に分布を拡大しており、また、ツキノワグマは絶滅のおそれがある地域個体群にされています。しかし地域住民の精神面の負担となっております。また、外来種の生息も確認されており、農業被害、生活や生態系の被害も懸念されております。そこで今回は、ツキノワグマの対応策について質問します。まず最初に、ツキノワグマの分布範囲はどのようになっているか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 広島県野生鳥獣の保護管理ポータルサイトによりますと、広島県に生息しているツキノワグマは、島根県、山口県にまたがる地域に分布している西中国地域個体群となっております。この地域個体群は他の地域から孤立しておりまして、環境省によりまして、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 地域がかなり分布が広くて8200平方キロメートル、そのうち落葉広葉樹、常広葉樹など面積の5割、そのうち6割を落葉広葉樹が占められているというふうには聞いております。そこで目撃情報の数ですが、令和7年度の4月から10月は幾らだったか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） ちょっと今手元に資料がございませんので、すみません、お答えができません。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に行きます。農業被害やいろんなことがあります、人身被害を防ぐためにはどのような対策を取っておられるか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 人身被害を防ぐ対策でございますけれども、森で暮らすクマは昼行ですけども、人里へ降りて活動するときは夜行性になることが知られております。夕方でありましてか早朝に活発になると言われておりますので、クマがよく活動する時間帯は特に注意が必要な状況でございます。またクマは非常に耳がよいので、山に入る場合におきましては鈴やラジオなど音が出るものを携帯し、また雨の日でありますとか、沢沿いには音が伝わりにくい状況でございますので、意識して大きな音を出していくことを心がけることが重要となっております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） ツキノワグマは人と出会うと、自身の子グマを守るために攻撃することがあると聞かされております。もし出会ったときの対応、クマがこちらに気づいていない場合、クマがこちらに気づいている場合、近距離での遭遇の場合、これらの対処お聞かせください。

- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） クマと出会ったときの対応でございますけども、クマがこちらの存在に気づいてない場合につきましては、静かにそこを立ち去ることでございます。また、気づいておましてクマとの距離が十分ある場合につきましては、ゆっくりと後ずさりをして逃げ、その後、背中を向けて走って逃げますと本能的にクマが追いかけてくることがありますので、そういった注意が必要でございます。また至近距離の遭遇で攻撃されそうになった場合につきましては、両腕で顔や頭を覆いまして、うつ伏せになるなどしてダメージを最小限にとどめることが重要でございます。また、クマは一撃与えた後、すぐに逃げる人が多いとされているような状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に、クマを人里に近づけないための農地等の対策はどのようにしているのか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） クマを人里に近づけせないための対応でございますけども、クマを近づけないためには、まずは誘因物となる食べ物等を取り除くことが大切でございます。まずは、果実の早期収穫、それから利用してない果樹の伐採、ハチの巣の除去、生ごみを入れたコンポストでありますとか、ごみの管理を行うなど一人一人の行動が重要でございます。この辺につきましてはパンフレット等で周知をしている状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） パンフレットで周知しているということではございますが、クマを寄せつけない環境整備、特に果実の補助金が出ていたこともありますが、現在はどのようになっているか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） いわゆる放任果樹の撤去事業でございますけども、昨年度までにつきましては、1本当たり2万円の撤去される方に支援をしておりましたけれども、本年度から制度が変わりまして、町のほうが取りまとめて伐採をするというような形になっております。そういった形で、昨年度よりは取組が違った形で対応している状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これは限度額はあるのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 県の事業を活用しておりますので、本年度につきましては200万程度の予算で行うこととしております。また来年度につきましても予算要望をしている状況でございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に、緩衝帯への整備等はどのようになっているか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 緩衝帯の整備でございますけども、やはりクマが近づけないためには、緩衝帯の整備も引き続き重要でございます。この辺につきましては森づくり事業でありますとか、鳥獣交付金事業などを活用して取組をしていきたいと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 次に、電気柵、侵入防止対策、廃棄果樹等の指導、研修会、広報は、町民にはどのように連絡してあるか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 指導等でございますけれども、電気柵でありますとか、侵入防止の対策につきましては、テゴスの職員が地域に出向いて指導するとともに、地域から要望があったところにつきましては研修会等も実施しております。また先ほど言いました北広島町鳥獣対策パンフレットを作成いたしまして、ホームページにも公表している状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 今年の研修の内容ほかは具体的なことはありますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） クマに特化したという研修はしておりませんが、イノシシとかそういったシカ、そういった対策の検証は地域に出向いて検証しているところでございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 農地や周辺の環境整備、電気設備の補助金等はどのようになっておるでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 電気設備等の支援でございますけれども、これにつきましては町の単独事業、それから国の鳥獣交付金を活用して取り組んでいるところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 1件どれぐらいの予算の想定になっているか、分かれば教えてください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 町単独事業でお話しさせていただきますと、有害鳥獣の被害防止事業ということで、農業者の個人の方が電気柵等張られる場合につきましては、1か所当たり3万円以上の事業で補助率が30%、補助の限度額が5万円でございます。また集落ぐるみで取り組む方につきましては、1か所3万円以上の事業、補助率30%、補助限度額10万円でございます。あわせて地域ぐるみで取り組む場合につきましては、中山間地域等の直接支払いの交付金でありますとか、多面的の交付金も使えるようになっておりますので、その辺につきましては、またいろいろ情報提供しながら取り組んでおるところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 人の移住地域での対策はどのようになっているか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 人の移住地域の対応でございますけれども、北広島町では市街地への野生動物類の出没に関しまして、クマ等出没時の対応マニュアルを策定いたしまして、目撃情報につきましては農林課にて集約いたしまして、レベルに応じまして危機管理課、総務課など、関係課と連携しながら対応策を実施しておるところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 先ほどお答えの中で、クマ等出没時の対応マニュアルを作成されたということですが、これは最後にお聞きをしたいというふうに思います。次に、集落周辺の環境整備はどのようになっているか、お聞かせください。

- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 集落周辺の環境整備につきましては、クマが身を隠すことができる集落周辺の森林などの環境整備を継続して地域ぐるみで対策することが重要と考えております。これにつきましては、先ほど答弁いたしましたように森づくり事業でありますとか、国の交付金あるいは森林環境譲与税等活用しながら取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次にいきます。被害防止策として、広島県は捕獲許可に伴ってクマレンジャーに追い払いや捕獲を実施していますが、出没时间の日当、捕獲わな、クマスプレーなどの装備品の補助金は対象になっているか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） このクマレンジャーは、民家周辺に出没いたしますツキノワグマを人的被害の高い里山定着個体としないため、クマレンジャーによります出没时间周辺のパトロールでありますとか、必要に応じた追上げ等実施するというふうになっております。このことから地域住民の安全を図ることが目的というふうになっております。手当についてでございますけれども、全日4時間以上の場合につきましては1万4000円、それから半日4時間以内につきましては7000円の状況でございます。装備品につきましては、ツキノワグマに特化した装備品につきましては、クマレンジャー事業としては、現在はない状況でございます。法改正に伴います緊急銃猟におきましては必要な装備品等に係る費用につきましては、環境省の交付金を活用することが可能となっております。交付金につきましては県及び市町の財政負担が必要であることから、令和8年度分につきましては、9月から10月にかけて要望照会がありまして、県も予算要求を行っているところでございます。なお、今後の国の動向に注視するとともに、変更があった場合につきましては随時対応していきたいというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） クマの駆除や追い払いに関する専門家の派遣は検討されていますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 新たな法改正におきましては、その辺のことも対応可能というふうになっておりますけれども、それにつきましては、また今後研究していきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 先ほどテゴスのことが出ましたが、これは専門家という対応になっているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） テゴス職員につきましては、有害鳥獣対策の専門員という扱いになっておりますけれども、クマ等につきましては基本的にはちょっと少し対応が違うというふうに考えておりますけれども、それにつきましては、またテゴスさんといろいろ話をしながら対応していければと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に、学校のことについて少しお聞きをしてみたいと思いますが、学校及び登下校の安全確保については、中学生は6キロメートル以内の通学は基本的には自転車での

通学ですが、通学路の整備、道路等の整備は安全かどうかお聞かせください。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町では児童生徒の安全確保を図るため、平成26年7月に北広島町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年道路管理者、警察、行政、学校が合同で通学路の危険箇所点検を行っており、児童生徒の通学路の環境改善に取り組んでいます。またツキノワグマ出没への対応としましては、緊急対応が必要となった場合に備えて教育委員会としましても対応マニュアルを整備し、学校及び保護者との連携を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以前は、今もあるんだと思いますが、緊急避難場所、通学路のところで子ども110番というのがありました。その目印、専用ステッカーなどが見かけなくなったことがあります。これの対応はどういうふうにされているか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 子ども110番につきましては、青少年育成協議会のほうでステッカーを作成し、取り組んでいるところです。昨年度また新たにステッカーを作成をして、青少年協議会の各支部に協力を今また再度依頼をお願いをし、学校とも連携をして、しっかりとした対応になるように取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） これはいつ頃の配布か、分かればお聞かせ願いたい。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 昨年度と今年度で配布をしております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ちなみに協力家庭とか店舗等がありますが、登録件数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 各学校PTAの協力のもとにやっております。正確な数字については手元にただいま持っておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に通学路の整備ですが、いつも春先から夏にかけて、通学路の草が非常に伸びているところがたくさん見受けられます。これらの対応はどのようにされていますか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 先ほど申し上げました北広島町通学路交通安全プログラムを通じて、各学校から、ここは危険箇所だということについては関係機関と合同点検を行い、それによる対応をしていただいているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 街路灯の整備についてはどのようになってますでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 通学路における街路灯、また防犯灯の設置の要望については、交通安全プログラムでの確認を行って必要な要請を行っております。ただ、通学路全体について全て街路灯、防犯灯をつけるということはないと思いますので、また地域のご協力をいただく場合もございませぬ。

- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次にクマガグズの配布は小中学校ではどのようにされてるでしょうか。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 毎年、小学校入学時にクマ鈴と防犯ブザーを児童に1個ずつ配布しています。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 学校では毎年配布されているというふうにお聞きしました。町内では高齢者が多くいらっしゃいます。これらの対応はどのようでしょうか。通告をしておりますが、お知らせ願いたいと思います。
- 議長（湊俊文） 通告外。佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に普及啓発について、町民には今どのように取り組んでいるか、目撃情報、捕獲情報などについてお聞かせください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 目撃情報、先ほど答弁ができませんでしたけれども、最初にお答えさせてもらいたいと思います。行政報告でお示ししていますように、4月から10月の本年度のツキノワグマの目撃情報につきましては60頭の状況でございます。昨年が52頭、それからその前が57頭というふうな状況でございます。この目撃情報につきましては農林課に集約いたしまして、対策マニュアルにて出没情報を周辺でありますとか集落や施設等のありなしや、周辺に通学路があるか、あるいは公共交通の運行ルートのあるかないか、または時間帯などのレベル分けをいたしまして、情報提供をマニュアル化いたしまして、即時性のある公式LINEでありますとか、音声告知放送などで情報提供している状況でございます。なお、捕獲情報については公開していない状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 今後の施策として、町で取り組む地域に必要な被害防止策、目撃情報の提供、発信、これらはどのようになっているでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 地域におきましては引き続き環境整備をお願いするとともにクマ等の出没時の先ほど言いました対応マニュアルに基づきまして庁舎内ありますとか警察、それから学校などと連携し、情報の提供及び的確な発信等を行っていきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） マニュアルについてお伺いをします。文言ですが、クマ等の出没時の対応マニュアルと書いてありますが、クマ等とは何を示しているか、お答えください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） クマ等でございますけれども、危険鳥獣でありますツキノワグマとイノシシを想定いたしておりますので、クマ等と示しているところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これの目的は安全なまちづくりと町民に対して注意喚起、情報提供が一番だというふうに思うんですが、連携の体制はどの部署にあるのか、具体的に説明をお願いします。

- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 先ほど言いましたように目撃情報の情報につきましては農林課が一旦集約をいたします。そのものを危機管理課に送りまして、危機管理のほうでこのレベルに合わせたそれぞれの各課での対応という形での指示系統というふうになっております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 発信等の対応、レベルは何段階あるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 警戒レベルでございますけれども、これにつきましては、それぞれのことと判断しながら行いますけれども、レベル1からレベル4、4つのレベルに区別しているところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 少し具体的なことはお聞かせ願えませんか。レベルに関して。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） それぞれのレベルでございますけれども、まず、レベル1でございます。これにつきましては、目撃箇所周辺に集落でありますとか施設等がない場合、それから目撃箇所につきましては集落や施設等がありますけれども、目撃された時間帯が夜間である場合、夜間である場合はもう対応は不可能でございますので、そういった場合につきましては警戒レベル1というふうに設定しておるところでございます。それからもう1つ上がりまして警戒レベル2でございます。レベル2につきましては、目撃箇所周辺に集落でありますとか施設等がありまして、かつ通学路、あるいは通学バスの運行ルートもありまして、目撃された時間帯が日中でありまして、小中義務教育学校でありますとか保育所、あるいは放課後児童クラブが休校・休園であった場合につきましてはレベル2でございます。または目撃箇所周辺に集落や施設等がありますけれども、通学路、運行バスのルートがなくて目撃された時間帯が日中だった場合につきましてはレベル2というふうに定めているところでございます。それからレベル3でございますけれども、レベル3につきましては目撃された時間が日中でありまして、周辺に集落でありますとか施設等がありまして、かつ通学路あるいは通行バスの運行ルートがある場合につきましてはレベル3というふうにしております。最後のレベル4につきましては、学校、それから保育所、放課後児童クラブ等の敷地内でありまして、また民家密集地帯及び観光施設の敷地内、あるいは学校付近でありますとか、主要な通学等へ人身被害が起る可能性が極めて高い箇所での目撃でありますとか、実際に人身被害が発生した場合につきましては、レベル4としております。こういった形でレベル1からレベル4に分けて、それぞれの対応を定めたところでございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 平日以外、時間外の休日の対応はどのようになっておりますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 基本的にはいろいろパターンがありますけれども、レベル1という形になるというふうに思っておりますけれども、またそれは状況によって、その都度判断ということになるかもしれません。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 目撃情報の発信の方法ですが、現在スマートフォンで「サルミック」というのがあります。これの活用方法というか、「クマミック」などというようなことは考えられていらっしゃいますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 千代田地域を中心にサルの被害がかなり発生したということで、「サルミック」ということで、サルの情報をアプリ上に登録して今も行っておりますけども、「クマミック」につきましても、そういったことが可能であるか、そういったところにつきましては現在検討している状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これの出没対応マニュアルの住民への周知はどのようになさるつもりでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） これはあくまでも庁舎内の連絡体制でありますとかいうことになっておりますので、特に住民への周知等につきましては、現在のところは考えておりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 最後に錯誤捕獲防止というのがあります。このために必要な対策はどのようにして進めていくのか、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 錯誤捕獲の防止の対策でございますけども、わなの設置場所周辺でクマ類の目撃でありますとか、爪あとが確認された場合につきましてはわなの稼働を中止いたします。また使用するくくりわなの法規制に関しましては、クマ類等の錯誤捕獲によります事故を軽減できる輪の直径を12センチ以下、このことを遵守していきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） ツキノワグマの対応ですが、目撃情報のスピード化、これを優先していただきたいというふうに思っております。このスピード化を期待して今回の質問を終わります。
- 議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午後1時45分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 34分 休憩

午後 1時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。7番、中村議員の発言を許します。
- 7番（中村忍） 7番、中村忍です。前回の一般質問では、学校教育の課題とこれからの対応に

ついて、全国学力・学習状況調査、命を守る水泳の授業、教職員の性暴力をどう防ぐかの3点をテーマとして質問をいたしました。今回はその第2弾として、学校業務を民間委託している学校給食と放課後児童クラブの2点をテーマとして、学校業務の民間委託の課題とこれからの対応について質問をいたします。ではまず最初に、学校業務を民間委託するに至ったお考えをお伺いしてまいります。全国的な流れではございますが、2000年頃から、行政や自治体サービスの民間委託の導入が活発化しており、これに伴って、学校の業務委託も増加していく傾向が見られてきました。本町においても2019年から学校給食と放課後児童クラブの2つの事業が民間委託されました。民間委託が進む主な理由としては、財政健全化の動きの中で、行政サービスのコスト削減が求められていることや民間企業が持つ専門的なノウハウを取り入れることで、サービスの質を向上させたいということが想定されます。6年前、本町では何を期待して民間委託へとかじを切ったのでしょうか。以下、質問を通してこのことを探っていきたいと思います。本町では、これまで6年間、学校給食と放課後児童クラブとの2つの事業が民間委託され、運営が進められてきました。どのような専門的なノウハウが取り入れられてきたのでしょうか。また、行政サービスの質の向上についてどう評価しているのでしょうか。コストの削減は図られたのでしょうか。以下、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議員ご質問の件につきましては、行政業務包括委託業務のことと思いますので、契約の本旨のことにつきましては総務課のほうからお答えをさせていただきます。なお、答弁を申し上げる前に、ご質問の中に学校業務委託という言葉が出てまいりますけれども、本町では学校業務、いわゆる学校教職員が行う業務、これにつきましては民間委託はしてないことをお伝えをしておきます。北広島町行政改革大綱に基づきまして、業務の量を確保しつつ、より効率的で安定的な行政運営に資することという観点から、行政業務の外部委託を行ってまいっております。評価という点でございますけれども、多くの実績のある民間企業に委託することによりまして、運営方法の改善やそこで働く職員の資質向上が図られました。また、コスト削減につきましては、これまで町職員が行っていました任用や労務管理等の事務の削減、それから業務量の削減に伴う人員配置の中での効果があったと評価をしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまご答弁いただきましたが、行政業務の外部委託は、効率と安定ということが最も重要視されているということがよく分かりました。過去6年間の民間委託を振り返ったとき、学校給食と放課後児童クラブの2つの事業のメリット、デメリットをどう受け止めておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 行政業務の包括委託でございますので、学校給食、放課後児童クラブ合わせてお答えをさせていただきます。メリットとしましては、当初の目的どおり、実績のある民間企業のノウハウにより運営方法の改善や調理員及び支援員の資質向上によるサービスの向上が図られ、衛生管理、安全管理の面で効果があったものと考えます。加えて、人材管理や労務管理などに係る事務量と事務経費の軽減も図られました。また、包括委託の大きな目的であった長期休業期間中などにおける給食調理業務と放課後児童クラブ業務間の職員派遣についても実績があったものと評価をしています。当初の目的を果たしたものと考え、デメリットにつきましては特に申し上げることはございません。

- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） ただいまのご答弁では、当初の目的を果たしたものと考え、デメリットについては特に申し上げることはないということですが、あまりにもドライで、何か一抹の寂しさを感じるものでございます。何か足りないのではないのでしょうか。このことはまた考えていきたいと思っております。では、委託後の業者の活動のチェックや評価はどのように行ってきたのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 教育委員会では、契約にある仕様書に基づき、毎月各業務報告書等の提出を受け、業務の履行確認を行っています。また、必要に応じて委託業者と教育委員会で業務計画や進捗についての連携会議を行い、委託業者の取組状況について確認を行っています。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） 連絡会議はどのようなメンバーが参加され、どれぐらいの頻度で開かれていたのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 教育委員会と業者間では月1回を基本として給食と放課後児童クラブそれぞれ行っているところでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） 主には報告書等の提出を受けて、それに基づいた会議がなされていたように理解をするんですが、直接教育委員会のほうが取組をご覧になられて、そこで感じられたことについてご指導されたとか、そのようなことはございませんか。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 給食調理場、また放課後児童クラブの現場、職員が行ったときにはその状況を見させていただいている状況でございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） では、業務委託を行った際、業者と教育委員会の責任の所在は明確になったのでしょうか。責任の所在と、そのすみ分けをどのように行ってこられたのか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 契約に定める業務仕様書には、それぞれの業務区分を明記しております。必要に応じて、双方協議の上で責任の所在を明確にして対応を決定しております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） すみ分けがされてるということは分かるんですが、委託した側の教育委員会のほうが、どうしても最終責任はそこにあり得ると思うんです。そうしたときにもう少し全体を見ていくとか、そういうことも要るんじゃないかなと私は思います。それでは、学校給食や放課後児童クラブの仕事に携わる職員と委託業者との連携がきちんと行われておらず、委託先のスタッフに要望を伝えても改善されないことが多かったと聞いています。とりわけ学校と連携を十分に行うことは、放課後児童クラブの円滑な運営に不可欠であると思っております。放課後児童クラブの職員の様々な思いや不安については、過日、教育長、教育課長にはお伝えしているところでございますが、どのように対応していくのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校との連携、委託業者の連携も大変必要なことであると考えています。定期的な連携会議を開催しているところです。運営に関する不安など当方に入った情報につきましては、委託業者に伝え、業務の誠実な履行を果たしていただくよう指導しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 核心は、いろいろなことを背負って子どもたちは放課後児童クラブにやっけてまいります。その子どもたち一人一人のことをもっと中心に据えてよりよい居場所となるように仕事をしていく必要があるということではないかと思うんです。仕事の効率性だけで判断するのではなくて、その途中の過程にある人と人との信頼関係の中で、職員のやる気と意欲が原動力となっていくことをもっと重視していく必要があるんじゃないかなと考えているところでございます。次に、国の給食無償化スタートに当たっての質問をいたします。学校給食については、国の給食無償化という大きな動きがありました。今年2月に申し合わされたことでありますが、11月14日の中国新聞の朝刊で、「公立小給食一律無償化、26年4月実施」という活字が第一面を飾っていました。また、小学校の給食無償化案のポイントとして、次の3点が示されていました。①公立小を対象に保護者の所得にかかわらず一律で支援、自治体に対し予算補助する形式。②支援基準額は、2023年実態調査での平均月額4700円を基に設定、給食未実施の学校に対しては、必要となる施設設備を支援。③給食無償化を恒久的に実施するため、既存の教育資源を原資とせず新たな財源を確保。国と地方の負担割合について協議を進める。国の施策で実施する給食無償化の趣旨をどのように捉えられているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 今現在、全国の30%以上の自治体が学校給食費の無償化を実施しているところです。その数は2017年で比較すると約7倍に増えています。このような全国の状況を鑑みるときに、学校給食の無償化の取組が自治体間の競争になることは公教育の機会均等の立場から望ましいことではなく、国による給食費の無償化は、そういう意味では歓迎すべきものだと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 給食無償化ということでございますが、給食無償化というのは、給食に対する保護者の負担がない。そういうことだと捉えてもよろしいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 給食無償化とおっしゃるのであれば無償化だと思いますが、すみません。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） そこんところがはっきりしていくと、いざお金が足りなくなったときどういう対応になるのかなというこの対応が分かれていく、そういうことが考えられるんじゃないかなと思って伺ってみたところでございます。それでは給食無償化が実施されることで、どんなメリットやデメリットがあると考えておられるのでしょうか。これは一括でご答弁いただければと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） まずお答えする前に、無償化スタートというご質問されているので無償化と言っておりますけれども、まだ何も決まってないのが実情です。新聞報道だけで、国から、県からもこういったものが来るというところがないので、ちょっとあくまで一般的に言われて

いる無償化についてお答えをさせていただきます。メリットとしましては、まず、給食費の徴収業務がなくなることがメリットとして上げられます。このほかとしまして、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援及び少子化対策が期待できると考えております。デメリットとして考えられることは、全国一律で無償化を行うということは、国が設定する単価によりその予算内で賄う必要があるため、物価上昇が続く状況にあっては、給食の質や量を維持することが難しくなる可能性が考えられます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） まだ確定ではないんだけど、こういうことが想定されるというご答弁をいただいたように思います。それでは次に移りますが、本町の小学生の現在の給食費でございますが、町の担当者にお伺いしたところ、1食260円で、年間200日を想定して計画されているようでございます。月額に直すと4800円になるということでした。この月額にするのは11か月で割り算をしたから4800円という額だそうです。しかし今国は、新聞報道によりますと、今のところ4700円という設定をしております。原材料等の長期的な価格高騰が続いており、給食の質が低下するのではないかと懸念するところでございます。4700円という設定をどう捉えるのか、また、100円の不足分についてどのように対応していくことになるのか。教育長の所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 先ほどありましたが、まず、無償化の財源については詳細がまだはっきりしていない段階ですので、答弁は試算という形でご理解をいただきたいというふうに思います。報道されている月額4700円の根拠は、令和5年5月1日現在で実施された学校給食費調査の結果を基に、令和6年6月12日、文部科学省が報道発表した「こども未来戦略方針を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果について」によるものだと思いますが、これによりますと、公立学校における完全給食の給食費、平均月額は4688円、給食回数は192回となっており、1食当たりの単価は268.58円となります。本町における現在の給食費と比較したところ、今のところは不足はありませんが、このまま食料費等の高騰が続いていけば、現在の給食費のままでは対応できなくなることもあると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 国の動きもまだまだ不透明な部分も多いことと思いますが、今後の適切な対応を期待するところでございます。それでは次に、学校給食の現状と学校給食実施基準の改正について伺ってまいります。子どもたちにとって学校給食は楽しく特別な時間です。また学校給食法では、健康の保持・増進を図る、望ましい食習慣を養う、明るい社交性及び共同の精神を養う、生命及び自然を尊重する精神・環境の保全に寄与する態度を養う、勤労を重んずる態度を養う、伝統的な食文化の理解を深める、食料の生産・流通及び消費の正しい理解に導くといった7つの目標が掲げられています。学校給食に対する思いと評価や今後臨む方向について、教育長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） まず最初に思うことは、本町の学校給食は千代田、豊平、芸北の3か所の給食センターで、3人の栄養教諭さんを中心に、合計で日々約1350食を提供させていただいております。児童生徒も給食は「おいしくて楽しみ」と言ってくれておりますし、議員の皆さんにもご試食をしていただいたので、よく分かっていると思っておりますが、地元

製品の活用、献立の工夫、食育の推進等においても、質の高い給食を提供してくれているものと教育長として感謝しているところでございます。もちろん学校給食法に定められています目標については、各目標の達成について取り組んできているところでございます。具体的には、様々な家庭環境や事情により今でも学校給食のみがきちんとした食事としてとれている児童生徒がおります。その子たちにとって、学校給食の存在はなくてはならないものになっています。また私は、いわゆる荒れた中学校に勤務することが多かったのですが、そのような学校にあっても、突っ張った男子生徒が自分の席の前の椅子の背もたれにその月の学校の給食の献立を貼っていて、献立には赤い線がついてるところがあるんですね。それ何って聞いたら、わし、これ好きなんよ。この日は絶対学校来るけえとか言うんですね。どうのこうのじゃなくて、これが給食の持つ力だと感じています。言うまでもなく、本当に多くの児童生徒にとって給食はとても大切なものなんだと思っております。今後の方向性については様々な要素がございますが、栄養バランスが取れて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、おいしい給食を待ち望んでいる子どもたちのために提供し続けてあげたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 教育長の熱を感じる温かい答弁だったと思います。今後臨む方向についても、教育長からの確なご示唆をいただいたように思います。さて、令和3年に学校給食実施基準が改正されました。主な改正内容はどのようなことでしょうか。お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 令和3年の学校給食実施基準の改正は、厚生労働省が策定した日本人の食事摂取基準2020年版を踏まえ、見直しが行われています。その改正内容は、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量の設定や地場産物、伝統的食文化の活用、給食時間の確保などが新たに盛り込まれたものと認識をしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまご答弁いただいた中に栄養量の設定や地場産物、伝統的食文化の活用は特に重視しなければならないということでございますが、このことを踏まえて、以下伺ってまいります。令和4年、5年には物価高騰により、給食の熱量1食の平均カロリーが国の学校給食摂取基準を満たしていない自治体が判明しました。本町ではその責任を果たすため、どのように対応しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町の各学校給食調理場では、専門職である栄養教諭が栄養計算ソフトを活用し、国の学校給食摂取基準を満たすよう、栄養価の計算をしながら献立を作成しています。その際には、費用面でも調整をしながら献立の工夫を図り、献立によっては多少のばらつきはございますが、栄養価が不足することがないように努めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 続いてお伺いします。生きた教材としての食育の推進が求められてきました。本町ではどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 生きた教材としての食育の推進とは、学校給食を単なる昼食の時間とするのではなく、食による健康への理解、給食当番による配膳や、みんなで喫食することによる共同意識の醸成、郷土料理や伝統食を喫食することによる地域や文化の理解など、学校給食は、

教育活動において実際に体験したり、学んだりする教材であると認識しています。本町での取組内容としましては、さきに申し上げた内容に加え、栄養教諭が学校の要請に応じて、食の大切さや給食の意義など直接児童生徒に指導をしています。また学校教育活動で米や野菜を栽培することによって食に関する感謝の思いを育むことや、農業生産への理解や、北広島町学校給食センターでの生ごみ処理機の導入に伴う食品残さの堆肥化による環境配慮などが該当すると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまのご答弁で、郷土料理や伝統食について述べられましたが、どのようなものが子どもたちに提供されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 今年度取り組んだ献立としましては、ちしゃもみ、煮ごめ、ワニフライ、たこめし、また、芋煮、石狩鍋、タイピーエンなどの献立に取り組んでいます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） よく工夫されているなというふうには受け止めました。では、令和3年に公表されました第4次食育推進基本計画では、健全な食生活を送るためには持続可能な環境が不可欠であることから、持続可能な食を支える食育の推進が重点事項の一つとして掲げられており、学校給食については、学校給食における地場産物を活用した取組等を増やすという目標が設定されています。学校給食に地場産物を活用することによる教育的な効果についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の思いを育む効果があると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） そうですね。感謝の気持ちを丁寧に育んでおきたいものだと思います。それでは、学校給食で地域の特徴を生かし、効果的な地産地消を進めるには生産者などとの共通理解の下、組織的な対応が必要だと考えます。推進組織の設置やその体制についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 学校給食における給食物資の地産地消につきましては、食の安全・安心への取組、生産者と消費者をつなぐ取組としても大変重要なことと考えています。本町では、北広島町学校給食センターでひろしま農協と連携しているほか、他の学校給食センター等におきましても、農事組合法人や大型農家などと連携することにより取り組んでいます。特別な組織を設置しなければ学校給食の地産地消を推進することが難しい状況にある地方自治体とは異なる状況です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 私が申したのは、ただ単に地元の食材が確保できればいいんじゃないかという話ではありません。学校給食における地産地消の実施をより確かな取組にしていくために、学校以外に生産者や納入業者、JAの関係者、PTA役員などを取り込んで推進組織を設置し、組織的により確かな歩みを進めていくことが必要ではないかということでございます。その際に取組の目的、推進組織体制、地場産物調達の基本方針とか調達方法、安全性の確保、地産地

消に係る食の指導などをマニュアルとしてまとめていく、そういう必要があるんじゃないかということでございます。ぜひご検討いただければと思います。ただいま申しましたような中身について、これから4点お伺いしてまいります。まず、1点目でございます。地産産物の調達はどうに行っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 地産産物の調達は、地元の産直や法人、ひろしま農協、大型農家などから地元産のものを購入、使用しています。そろわない場合には、地元の商店からも購入、使用しています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） どのような産物がどの程度調達されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 米につきましては、地元産が100%、そのほか野菜、肉等地元のものを極力使うようにしまして、特に野菜の割合は高いものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 2点目になりますが、良質な食材を確保するための安全性の確保をどう図っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） より安全な食材確保には納入業者の理解及び協力が必要で、価格だけで決定するのではなく、納入業者の物資及び健康管理などの衛生管理状況も重要であると捉えております。良好でない状況があれば改善を求めたり、場合によっては納品をお断りすることもあります。日々の給食物資の納品に当たっては、納入業者による立会いの下、栄養教諭と調理員が物資の検収を行い、検収に合格したもののみ納品し、品質が悪い物資があった場合には、直ちに交換・補充を要求して安全性を確保しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 3点目でございます。地産地消に係る食に関する指導はどうに行っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭が児童生徒の健康の保持・増進に向けた健全な食生活の実現に向け、食育推進計画を策定し、食育を推進しています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 4点目に行きます。地域の農業振興と地産地消について、現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 地域の農業振興ということですので、農林課からお答えさせてもらいたいと思います。地域の農業振興におけます地産地消の取組につきましては、地域経済の活性化、食の安全の確保など、多様な社会的価値を生み出し、地産地消は農業従事者のみならず、消費者や地域コミュニティにとってもメリットがあります。町内の野菜につきましては産直市等へ出荷されているほか、学校給食でも使用され、地産地消に取り組んでいる状況です。給食につきましては限られた予算で運営されていること、また食材が大量に必要であることな

どがありまして、低コストで安定的な供給に課題があります。献立を考えます栄養士の方と連携しながら、商品にならない規格外野菜でありますとか、生産調整のため廃棄を余儀なくされている野菜などの活用を検討いたしまして、学校給食への利用拡大等の取組を進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいま4点をお伺いいたしましたが、いずれも適切に取り扱っておられることがよく分かりました。このようなことを先ほど申しましたマニュアルにまとめていただくと、より持続可能な学校給食の地産地消が進められるのではないかと考えます。それでは、放課後児童クラブの現状についてお伺いをしてまいります。公設民営化となった放課後児童クラブに入会している児童の現状、支援員の人数と現状、施設面での学校との連携、この3点について、一括でご答弁をいただければと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 公設民営で運営している放課後児童クラブは、大朝地域に1か所、千代田地域に4か所の計5か所で、11月末現在の登録人数は1年生50人、2年生77人、3年生48人、4年生40人、5年生26人、6年生7人の計248人となっております。支援員の人数と現状でございますが、公設民営の放課後児童クラブでは、現在、支援員が28人、補助員18人の体制となっております。施設面での学校との連携でございますが、公設民営の放課後児童クラブの開設場所は、学校敷地内が3か所、自治体所有の施設内が2か所ございます。学校敷地内開設の場合は、運動場、体育館、夏休み等における学校施設の利用などについて学校と連携を図っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 3点についてご答弁をいただきました。6年生まで対応してもらうなど、民営化をしても公設公営のときのよさを引き継いでもらっていることがよく分かりました。それでは、放課後児童クラブの民営化は必然だったのでしょうか。民間委託で一体何が変わったのでしょうか、以下、伺ってまいります。放課後児童クラブの運営が企業委託されるケースが全国的に相次いでいます。共働きの増加により需要が高まり、開所時間の延長など利用者のニーズが多様化するほか、支援員の確保や待遇改善等の課題が表面化し、民間活力の導入が全国で進んでいます。自治体の責任の明確化や子ども目線の運営を求める声もありますが、教育長は、このことをどう捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） まず初めに、議員ご指摘の放課後児童クラブは、主として児童福祉法にうたわれている放課後児童健全育成事業のことであり、小学生を対象に、児童の「放課後の生活と遊びの場を提供」が目的となった事業でございます。全国的にも放課後児童クラブは民間委託が増加していて、その数は2015年から2019年の間で約3倍となっております。本町としても効率的な業務運営と民間企業の運営方法やノウハウを活用、あわせてサービスの質の向上を図ることを目的に実施したものです。子ども目線も大切にする適切な運営に向け、設置者として責任を果たしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） さて、先ほど教育長も申されましたが、児童福祉法において放課後児童クラブは遊びの場とされております。運営指針ではその意義が説かれており、遊びの意義や役割など

専門性が求められる分野でございます。とりわけ長時間開設する夏休みなどは、毎日の遊びを考えるには大変な労力がかかるのではないかと思います。このことに対する責任は職員の責任ではなく事業者の責任ではないかと思います。クラブを運営するこれまでの企業はコンテンツの準備をはじめ主体的な運営をどのように行ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 民間委託を行うに当たりましては、契約に定める業務の確実な履行を条件に契約しており、長期休業期間を含め、放課後児童クラブの適切な運営に努めていただいております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） もう一度お伺いしたいところがございます、コンテンツの準備をはじめ主体的な運営をどのようにというあたりがもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 委託業者の全国展開の事業所である強みを生かした事故防止、安全対策の徹底、チェックシートの実施、またオリジナルの遊びの動画コンテンツの視聴など取り組まれているところがございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） それでは放課後児童対策パッケージ2025が文部科学省と連携して策定され、放課後の子どもの居場所確保が求められてきました。クラブを運営するこれまでの委託先の業者は、学校など関係機関とどのように連絡を取ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおり、放課後児童クラブは子どもの居場所としての位置づけも求められているところです。放課後児童クラブで多くの時間を過ごす子どもたちが日々の生活を円滑かつ安全に過ごすことができるよう、必要な情報について委託業者と学校は日常的、定期的に連携を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまのご答弁の中に、委託業者と学校は日常的、定期的に連携を行っているということでしたが、私が町内の学校に連携のことを伺いましたところ、放課後児童クラブの主任とは大変密に連携をしているが、委託先の業者とはそれほどではないですよということでした。放課後の子どもの居場所へと高めていくには、やや課題があるのではないかと思います。それでは次に参ります。支援員についても人手不足や高齢化のほか、様々な事務を担う事例もあり待遇改善が課題でございました。このことは長年の課題であったはずですが、民間委託したことで改善が図られたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 答弁の前に、今議員がおっしゃった、連携が不足しているのではないかとということですが、放課後児童クラブで35回の連携があったという報告は受けております。答弁でございますけれども、新たな支援員の採用や人事評価を含む人材育成により人材不足の改善と処遇改善が図られたものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） 処遇改善が図られたものと考えているということでしたが、少し具体的に教えていただければと思います。

- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 委託業者の情報収集力による雇用の確保や業者人材の活用などによる人材不足の改善、人事評価制度の導入による給与措置の改善があったものと考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） 働く方の意欲を高めるような改善があったというふうに捉えさせていただきたいと思います。民間委託することによって自治体のコストそのものは増えたはずです。その引き換えに教育委員会は、町民と直接関わる業務は減少したはずです。費用対効果をどう捉えておられるのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 民間委託することによっての費用対効果ということでございますので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。学校給食調理業務、それから放課後児童クラブの事業につきまして、業務自体は委託をしておりますけれども、管理監督の責任は、議員冒頭で、質問の冒頭でもご指摘をいただきましたけれども、行政が行っていくことは変わっており、民間委託したことでコストが増えたとは捉えておりません。民間企業の情報網やノウハウ等を積極的に活用し、労務管理や人材育成をしていくことが行政サービスの質の向上につながると考え、今後も民間運営で業務を行っていくこととしております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） 今ご答弁いただいた内容ですが、私流に言い換えたら、委託料は支払っているんだけど、職員の人材育成が図られ、行政サービスの質も高まっておって費用対効果は十分あったと捉えていますよという、そういうふうに理解をしてもよろしいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） はい、議員おっしゃるとおりでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 7番（中村忍） それでは学校業務の民間委託の今後の動向について伺ってまいります。今後も少子高齢化や教員の働き方改革の中、学校業務の民間委託はさらに進むと想定されます。中央教育審議会でも公立学校の管理運営を包括的に民間委託することの検討が進められています。公立学校の包括的な民間委託には、民間の教育資源やノウハウを活用した特色ある教育の実現や学校教育の選択肢拡大といったメリットが期待されます。しかし一方では、教育の質の低下や責任の所在の不明確さなど課題も指摘されています。今後の学校業務の民間委託について、教育長の所見をお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 教育長。
- 教育長（増田隆） 学校業務の民間委託であります。先ほど総務課長の答弁にもありましたが、本町で現在実施している民間委託は、学校給食の調理業務、放課後児童クラブの運営業務の2業務であります。来年度から、この2業務に加え学校用務業務を加えた3業務を委託する予定です。学校用務業務というのは、子どもが安全・快適な学校生活を送れるように環境を整備したり、壊れたところの修理をしたり、清掃したり草刈りをしたりという、そういった業務をまとめて学校用務業務というふうに言います。学校用務業務を加える目的は、文部科学省が定めた学校と教師の業務の3分類における学校教師以外が担う業務について、学校設置者として設置するものであり、教職員負担の軽減、業務改善と長時間勤務の抑制につながり、ひいては子どもと向き合う時間の増加、教材研究等の時間の増加など、教育の質の向上に寄与するものと

考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○7番（中村忍） ただいまご答弁をいただきましたように、学校用務業務を新たに予定しているということですが、これは学校職員の働き方改革につながるものでございまして、大変評価できると思います。ただ、民間委託を行う際、先ほども申し上げたことですが、効率・安定という指標に加えて、人と人との信頼関係の中で職員のやる気と意欲が原動力となることを一層重視していただきたいと思います。そのためには、委託業者には働く職員と丁寧なコミュニケーションを取りながら職責を果たしていただくようご指導いただきたいと考えております。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。2時45分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 35分 休憩

午後 2時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。3番、坂本議員の発言を許します。

○3番（坂本伸次） 令和7年最後の一般質問のトリを務めさせていただきます坂本伸次でございます。私はこの3月から議員としまして、これまで町民の方といろいろ町政についてお話をさせていただき、その中で、町内の道路整備等について意見、要望を聞かせていただいております。町民の声を行政に届ける立場で一般質問をさせていただきます。北広島町民の生活において欠かせない交通、通信、エネルギー、上下水道など、社会の機能を支えるために必要な基盤や設備であるインフラの一つに町民の日常生活において利用される道路、いわゆる生活道路があると思います。町内の主な生活道路としましては、町道、国道、県道がありますが、町道の路線数は1,427路線、延長約868キロメートル、国道は4路線、延長84.811キロメートル、主要地方道は6路線、延長98.6874キロメートル、一般県道は15路線、延長118.1353キロメートルと、舗装や路面の補修、交通安全対策など整備するには相当の労力と費用が必要となります。本町の令和7年度当初予算で、土木費は7億707万2000円、そのうち土木管理費は8903万8000円、道路橋りょう費は5億3495万3000円であります。限られた予算の中で実施する道路整備等について質問いたします。初めに、国県道と町道等の草刈りについて質問します。生活道路の歩車道に背丈の高い雑草が生えているところが見受けられます。放置すると景観の悪化や見通しの悪さから事故の原因にもつながることが考えられます。国県道については県へ草刈りの要望、広島県アダプト制度の活用など、町としてどう対応されているのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 広島県が直接管理する国道、県道の草刈りにつきましては、県が草刈り

業務を発注し、原則、年に1回の草刈りを実施しています。また、町へ寄せられる草刈りの要望につきましては、西部建設事務所安芸太田支所の維持課へ連絡し、対応をお願いしているところです。しかしながら、草刈りに係る費用は年々増加しており、最低限の視距を確保するといった対応になっている状況もございます。また、広島県のアダプト制度の活用につきましては、アダプト団体の新規登録に関して随時建設課において受付を行っております。現在、道路の草刈り、清掃で登録されている団体数は35団体で、そのうち河川の草刈り、清掃でも登録されている団体は7団体です。アダプト制度の広報に関しましては、窓口にパンフレット等を配置して周知を図っているところでございます。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 県のほう、西部建設事務所安芸太田支所維持課のほうにいろいろと要望等されてるということで、これもしっかり、随時要望していただければと。必要があればいただきたいと思います。それとアダプト登録団体35ほどということですが、この団体の活動状況は町として把握をされておるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） アダプト団体の活動状況につきましては、総合評価方式で入札を行う場合に考慮される可能性があるという理由で、町へ事業計画や実績報告を出される団体については内容について把握できるのですけれども、奨励金の手続のみを直接NPO法人にされている団体につきましては把握ができておりません。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 分かりました。次に県から権限移譲されています県道や町道の歩車道の草刈りについて、これは計画的に実施されているのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 広島県から権限移譲を受けている県道約160キロメートルに関しましては、町において草刈り業務を発注し、年に1回の草刈りを実施しております。町道に関しましては、総延長約860キロあまりのごく一部についてシルバー人材センターに草刈りを委託しておりますが、その他の箇所につきましては、計画的な草刈りが実施できておりません。現在地域内の町道等生活道路の草刈りに関しましては、各地域協議会へ拠出しております地域づくり交付金に含まれる草刈り補助金において対応をお願いしている状況でございますけれども、緊急対応としまして、視距が確保されず危険な箇所等がございますときには、局所的な刈り払い等を町のほうで対応行ったりはしております。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 視距が確保されず危険な箇所等については局所的な刈り払いの対応されるということですが、これは例えば町民から要望が建設のほうにあって、その対応ということでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 主にそういう対応になることが多いと認識しておりますが、町のほうで、道路パトロール等で、ここ危ないんじゃないかというところがあった場合は対応するということもございます。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 建設課のパトロールというのも限界があると思います。私が職員でおるとき

には、連絡調整会議の中で職員が日常通行するというか、そういう道路の点検というよりも、例えば舗装が剥げてるとか、ここは剥げてるとよという情報を建設課のほうで集約するということがありますので、その辺徹底していただいて、職員の皆さんに協力いただくということをお願いしたいと思います。次に、横断歩道、センターライン等の道路上の白線の修復について質問します。横断歩道停止線等の規制標示やセンターライン、外側線等の道路上の白線の修復について、町としてどう対応されているのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 横断歩道や停止線等の交通規制に関する表示につきましては、山県警察署において対応し、センターラインや外側線など区画線につきましては、道路管理者であります広島県や町において管理を行っております。横断歩道や白線が消えている等、北広島町通学路交通安全プログラムの中に危険箇所として上がった箇所につきましては、先ほど教育委員会のほうからもありましたとおり、教育委員会、学校、道路管理者、山県警察署が合同で現地を点検し、対応について協議を行った上で、それぞれの対応を実施しております。また、全てにお応えすることはできておりませんが、それ以外の要望に関しましても、現地を確認し、管理者に対応を依頼しており、町においても交通安全施設整備工事などを実施しております。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） これも修復についてもやはり町民からの要望等、結局県のほうが実施されるわけですから、建設課を通して要望活動をするということでの対応ということになりますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 要望箇所が国県道であれば県のほうへ対応お願いすることもございますけども、権限移譲路線等でしたら、町のほうで対応することもあります。町道に関しましては、もちろん町のほうで対応しております。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） センターラインや外側線などの白線の修復ですが、最近の車ではこういったライン越えをしたときに警報が鳴るとかというような装備をされている車があり、そういった機能を白線がないと発揮しないのではないかと思います。白線の修復、できるだけ対応を早くしていただきたいというふうに思います。次に参ります。町道認定されていない生活道路の除雪について質問します。主に千代田地域になろうかと思いますが、町道認定されていない団地内の道路の除雪の要望に対して町はどう対応されているのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 北広島町が実施する除雪におきましては、町道に限らず生活の実態があれば、近くの幹線道路的な路線については道路除雪を行っておりますが、各戸への進入路等は原則除雪路線とはしておりません。団地内の道路につきましても通り抜けができないとか、急勾配であるとか、向きが変えられないような場所などについては、ご要望いただいても除雪路線とはしておりません。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 場所によっては除雪路線とならないということがありますが、やはりめったに降らない千代田地域において、今年の頭ですか雪が降りまして、ちょっとそれに対して除雪の要望が私のほうにも声が届いておりまして、そのときは、たまたま除雪業者の方と話のできたので、除雪業者のほうで対応していただいた経緯がございます。それから、今年度もう既に

除雪会議を開催されて、契約のほうももう終わっているのではないかと思います、これ路線業者の公表というのはされないのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 現在、町は除雪を行っている路線と担当する業者についてホームページ等で公表はしておりません。ですが、今後公表するかどうかについては検討したいと思います。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 昨年と同じ業者、路線業者は変わってないですかね。どこかもう業者辞められた、除雪はしないよというような業者が出てきたとか、そういうことはないですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 大朝エリアにおきまして、1社ほど今年から除雪対応できないという状況になりましたので、それは大朝のエリアの業者を含めてどういった割り振りをするかというのを決めていただいた上で新たに契約を結んでおります。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 分かりました。できるだけこの路線業者を公表していただくと、例えば私が業者のほうに建設を通さずに直に業者の方にお問い合わせではないかなというふうな思いがあります。それでは最後になりますが、一般県道下石八重線について質問いたします。下石八重線の下石方面の県道認定はいつ頃になるのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 一般県道下石八重線の下石方面の区間につきましては、道路の用地に関する懸案を解決するために令和2年度に国土調査を実施し、その成果は、令和7年2月に法務局に登録されております。現在広島県において、土地や水路等の権利関係の確認が行われている状況です。また、広島県へ道路を引き渡す前に道路の修繕等が必要になってくると思われるかもしれませんが、それらに関する協議も今後行っていくことになっており、県道への昇格の時期につきましてはまだ確定しておりません。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 令和2年度に国土調査を実施されていますから、まだ昇格の時期について確定していないということですが、早期に実現していただくよう、県と協議して進めたいと思っています。一般県道下石八重線の国道261号八重バイパスへの接続延伸について、令和元年の7月8日付で八重西地区振興会から行政に対して署名も合わせて要望を出されて、その後、広島県道路整備計画に盛り込んでいただいておりますが、早期実現のために町としてどう関わっていかれるのか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 一般県道下石八重線の国道261号への接続延伸につきましては、広島県において実施中の事業でございますが、町といたしましても、この事業にご理解、ご協力がいただけるよう、地元と県の橋渡しになるよう調整等行ってまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） この接続延伸、八重バイパスができてもう数十年たっております。これに接続していただきたいという地域の方の要望がずっとあります。この事業についてのスケジュールといいますか、当然地元への事業説明会等の開催とか、設計、用地交渉云々あろうかと思いますが、現時点でのスケジュールがもし分かるようでしたら、これ実際県の事業ですから、ち

よっと情報が把握されていないかもしれませんが、このスケジュールがもし分かればお願いします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 令和4年度から事業着手していただいている状況でございます。道路部分につきまして、予備設計が終了しておりましたが、昨年度橋りょうの予備設計を完了し、繰越しになりましたが、今年度になって完了しております。道路部分についての詳細設計を今年度発注されておりますので、予定としましては、詳細設計が固まれば、地元への事業説明とか詳しい説明をしたいというような意向は聞いております。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） やはりこの下石八重線の国道261号への接続延伸、これは本当に地域の方のものすごい要望ということであります。これも今回、広島県の内陸部の振興対策協議会のほうへの要望の中にも、ここの要望箇所へ上げていただいておりますので、最後に、町長一つこの下石八重線の接続延伸の早期実現について、町長の思いを聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 下石八重線の国道261号への接続ということですが、これも現在の県の道路計画に乗せてもらって、もう少し順調に行く予定だったんですが、まだ、先ほど担当課長から申しあげましたように、ようやく設計が出来上がるというような状況でありますので、これですできるだけ早く工事に入ってもらうように県のほうとはしっかり詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） この事業が完成するよう願って、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで坂本議員の質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は12月17日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 06分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~